

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案(解決方法)	今後の方向性(推進本部)	取組状況	達成状況等
							所見(推進本部)		
1	H28	生涯学習・スポーツ課	高齢者学級の開設	高齢者が学習活動を通して積極的に社会参加することにより、生きがいを持ち、活力ある住みよい地域づくりに貢献することを目的に、市内21地区に高齢者学級の実施を委託している。 また、年3回代表者等が出席して促進会議を開催し、講演会や地区活動の発表を行っている。	平成20年度まで地区公民館への委託事業としていたが、平成21年度から地区高齢者学級へ直接委託し、事業を行ってきた。しかし、その母体が依然として公民館であるとともに、地区における生涯学習機関の一元化を図り、事業を効率的かつ効果的に実施する必要がある。また、高齢者学級委託料は地区公民館の口座に振込んでおり、公民館活動の一環として行われている。	高齢者学級の促進会議については、公民館専門部会や公民館研究大会で発表することにより、それぞれの学級相互の、情報交換と担当者の資質向上を図ることができることから、高齢者学級を地区公民館活動の一環として位置付け、公民館委託運営事業に高齢者学級委託事業を統合し、幅広い年代に渡って公民館活動の活性化を図る。 また、地区老人クラブ活動の一環としての位置づけも考えられないか？	維持	地区の負担が大きく、継続困難という声が聞かれたため、令和元年度から希望制とし、希望のあった16地区から開設申請が提出され、委託した。	達成
2	H28	農業振興課	有害鳥獣等予察等事業費	中山間地域では、イノシシの生息区域が拡大しており、農作物への被害が増大する中で、各地区では侵入防止電気柵の設置が進められており、市では関係機関と連携し抜本的な被害防止対策として、平成24年度から電気柵の設置やイノシシの頭数を減らす対策として捕獲檻の設置による対策を講じてきた。	電気柵の設置にあたっては、地元負担を軽減するため事業費の15%となるよう補助金を交付し積極的な支援を行ってきた。電気柵の設置が概ね進んだことから、他市の状況を見ながら補助率の見直しを検討する必要がある。しかし、未整備箇所もあることから、地元関係者と十分協議し、段階的な縮減を行う必要がある。 また、捕獲檻の管理、捕獲処分については捕獲隊に委託しているが、近年の捕獲頭数の増加から委託料の増加、捕獲隊への負担増加となっている現状がある。	関係機関や関係者と協議・調整を行い、補助率の上限を見直し、段階的に補助金の削減を図る。 イノシシの捕獲檻管理委託料、捕獲処分委託料については、イノシシの発生状況を見ながら検討する。	維持	地元への周知に努めたことから、令和元(2019)年度から3年間で段階的に市の補助率を見直す。 (市補助率 上限85%⇒70% 各年5%DOWN、 地元負担率 上限15%⇒30% 各年5%UP)	達成
3	H28	高齢介護課	居宅介護支援事業	介護保険法等に基づき、要介護認定者等や家族の希望に添った居宅サービス計画を作成し、当該計画に基づいた居宅サービスが確保されるよう関係機関と連携、調整の支援を行うもの。	当事業所は、砺波市地域包括支援センターや市社会福祉課と速やかに連携を行いながら支援困難な利用者(本人や家族に問題がある場合など)へも居宅介護支援を行っていることが特徴である。収支のバランスが良好であり、今後も同様の状態が見込まれると予測される。引き続き市直営で事業を行うのか、また、現在市全体の1割程度を担っている規模を今後どうすべきかが課題である。	団塊の世代が75歳以上となり、要介護状態となる高齢者の更なる増加が見込まれる2025年(令和7年)を目処に、国では地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築が推進されていることを見据えながら、社会福祉協議会などへの移行を一つの方策として検討してはどうか。	維持	居宅介護支援を必要とする高齢者の数が増加し続ける中、介護支援専門員の確保・職場定着が課題となっており、介護職員(ホームヘルパー)と同様の処遇改善に向けた取組みを行っている。 第7期砺波市高齢者保健福祉計画に基づき、令和元年度事業の運営状況を検証して調査・研究をしている。	調査・研究中

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案(解決方法)	今後の方向性(推進本部)	取組状況	達成状況等
							所見(推進本部)		
4	H28	高齢介護課	ホームヘルパー派遣事業	介護保険法等に基づき、要介護認定者等に対して可能な限り在宅において、本人の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように居宅サービス計画に基づきホームヘルパーを派遣して支援を行うもの。	ホームヘルパー派遣事業を実施している当事業所は、介護格差が生じることのないように山間地などの不採算地域や支援困難な利用者(本人や家族に問題がある場合など)へもヘルパー派遣を行っている。平成25年度末に事業所を1拠点削減(4拠点⇒3拠点)して再編してきたところであるが、平成27年度の介護報酬のマイナス改定などにより収支のバランスが悪い状態が続いている。今後5年の間に嘱託ヘルパーの半数近くが定年退職を迎えることもあり、引き続き事業を市直営で運営するのか、また、運営する場合はその規模をどうすべきかが課題である。	団塊の世代が75歳以上となり、要介護状態となる高齢者の更なる増加が見込まれる2025年(令和7年)を目処に、国では地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築が推進されていることを見据えながら、社会福祉協議会などへの移行を一つの方策として検討してはどうか。	維持	介護を必要とする高齢者の数が増加し続ける中、介護人材の確保・職場定着が課題となっており、介護職員(ホームヘルパー)の処遇改善に向けた取組みを行うとともに収支の改善を図っている。 平成31年4月には事業所を3拠点から2拠点に再編し、突発的な事案の対応や休暇の取得を推進することで職員の定着を図っている。	調査・研究中
5	H28	こども課	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保健の向上と健康の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭の父又は母及びその監護する児童または父母のない児童とその児童を養育している養育者を対象に医療費を助成。	県準則では、所得制限額は児童扶養手当支給制限額(扶養無しの場合192万円)を準用しているが、当市は児童手当支給制限額(同622万円)を準用している。 県下では所得制限を撤廃している黒部市を除けば最も高い。経済的には困窮状況にないと思われるひとり親について助成対象となっている。	通院治療について、所得制限額(扶養無しの場合)を年収500万円相当=所得額338万円(給与所得換算額-社会保険料相当額)に引き下げる。他方、入院治療については、収入の減少も考えられ、ひとり親家庭の家計に与える影響が大きいと想定されることから、所得制限額を現状維持とする。これにより生じる財源(27年度実績に基づく試算27世帯分、280万円)を、新たなひとり親家庭等への支援事業に充当する。具体例として、ひとり親家庭の児童への土曜学童保育(母子寡婦連合会への委託)や学習支援事業(学習塾への委託による無料教室の開催)が想定される。 ※ この他、資格取得の助成、病気時における子育て支援等も想定される。	維持	所得制限のあり方については、県内他市町村において昨年度と変更ないものの、緩和の方向で検討している町もあり、県内の動向にも注意しながら引き続き検討する。 学習支援ボランティア事業については、平成29年度から中学生を対象に塾形式で事業化している。 社会福祉課所管で、平成30年度から小学4年生から中学生を対象とした自習形式での事業を実施されている。	検討中 (新規事業については達成)
6	H29	教育総務課	小・中学校卒業記念品贈呈	市内の小・中学校の課程を修了する児童・生徒に対し、卒業記念品を贈呈するもの。 小学校: 中学和英辞典 中学校: 印鑑ケース、印鑑	他市の状況を見ても、卒業記念品を贈る市が少数派であること。 和英辞典は、電子機器の発展により、使用頻度が減っていること。 印鑑ケースは、作成者の高齢化が進んでいること。また、材料の品質にばらつきがあること。	・廃止とする。又は、縮小する。小学校のみ廃止とし、義務教育修了の中学校のみの記念品とする。 ・印鑑ケース(中学校)については、材料確保のため、H29年度は依頼済みである。H30年度以降の廃止を目指したい。	廃止	小学校卒業記念品については、平成30年度から廃止した。また、中学校卒業記念品については、印鑑ケースを廃止し、印鑑のみとした。	小学校卒業記念品…達成 中学校卒業記念品…一部達成

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案 (解決方法)	今後の方向性(推進本部)	取組状況	達成状況等
							所見(推進本部)		
7	H30	総務課	投票区(投票所)の見直し(杉木地域) 【H28職員提案】	市では、公職選挙執行規程の規定に基づき割り当てられた投票区において選挙を執行している。そのうち、砺波市杉木は林地区であるが、同規定により出町投票区に属しており、投票所は出町投票所(出町小学校体育館)となっている。 (参考)杉木地域の選挙人数 1,409人 (平成30年6月1日現在)	土地区画整理後、転居等により新たに杉木地域の住人となった多くの選挙人にとって、生活圏が林地区であるにも関わらず、選挙時は出町投票所へ投票に行くことへの違和感が少なからずあるものと思われる。 また、出町投票所は、もともと選挙人の数が市内で最も多かったところに加え、近年の杉木地域の人口増加により、一層、選挙人が増加しており、投票所の適正規模の均衡を可能な限り保つ必要がある。	杉木地域を、出町投票区(所)から林投票区(所)に見直し、関係自治振興会と協議を進める。  公職選挙執行規程は投票区を「住所」で分けているため、杉木、杉木一〜五丁目、新栄町の住所の選挙人を林投票区に移すことは可能である。住所単位で移せば市民への説明が明瞭である。  (自治振興会を基準とすると、その境界が複雑に入り組んでおり、個別対応が必要になる。また、その境界を行政側では把握できず、明確な線引きができない。)	改善  ・杉木地域はその境界が入り組んでおり、明確に線引きするには困難が伴う。そこで住所単位での見直しを検討する。 ・改善した場合のメリット(投票所の混雑緩和(市民側)及び過大投票区の解消(行政側))を地元で提示したうえで、地図上の区画での区分が困難なことを説明し、協議していく必要がある。	地元で十分協議いただくため、該当投票区(投票所)の地区自治振興会に現行の選挙人名簿登録者数、投票者数等について情報を提供している。 引き続き、地元の要望に耳を傾け、適切に相談に応じるなど、地元の合意形成に協力する。	検討中
8	H30	生涯学習・スポーツ課	となみ野美術展	広く砺波地方に居住する美術家の優れた作品を一堂に展示し、一般の鑑賞に供することで、住民の芸術文化の普及振興及び優秀作家の育成を図るために昭和57年から開催している。 また、砺波市及び砺波市教育委員会が共同開催し、毎年1回開催しているものであり、展示作品は、日本画、洋画、彫刻、工芸、書及び写真の部門がある。	平成の合併によって11市町村から3市となり、砺波市で開催する意義が薄れてきているほか、大賞作品を150万円で購入しており、このような展覧会を1市だけが負担していることが時代にそぐわないものとなっている。	砺波地方における美術展の開催状況を調査し、継続の必要性を検討したうえで廃止を含め、今後の方向性を見出す。 ワーキンググループを立ち上げ、方向性を検討する。(展覧会の廃止又は縮小、賞金額の見直し、買取の見直し等)	改善  ・大賞が150万円というのも近隣市と比較して高い。また、物理的に作品を収納する保管場所が不足している。 ・美術協会会員も含めたワーキンググループを立ち上げ、見直しを行う必要がある。また合わせて買取の有無、賞金の出し方(少額にして複数に出す等)を見直す必要がある。	ワーキンググループでの意見を取り入れた開催方法の見直し(案)について実行委員会で提案し検討した結果、今年度からトリエンナーレとして実施した。  【見直し(案)】 ・トリエンナーレ(3年に1回の開催) ・大賞150万円(作品買上げ)⇒100万円(作品買上無し) ・部門賞(6部門)、新人賞の創設	達成